

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 名 称 小平町本郷公園鳥獣保護区
2 区 域 次のとおり
3 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間）
4 保護に関する指針

(1) 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、留萌郡小平町の市街地から南東へ約4キロメートルの小平薬川左岸に位置する標高10～30メートルの丘陵地である。ヤチダモ、ヤチハンノキ、イタヤカエデ、ミズナラ、シラカンバ等を中心とする広葉樹林でユキウサギ、シマリス、ハクセキレイ、シジュウカラなどの鳥獣が生息する。

また、当該地は観音寺の境内に属し、本郷公園として地域住民に開放されており、平成元年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間満了に当たり、区域を拡張して鳥獣保護区を指定し、鳥獣の保護を図るとともに自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

(3) 管 理 方 針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び留萌支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第661号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 名 称 藤の沢鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針
ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
イ 鳥獣保護区の指定目的

目 次

告 示

○平成21年度鳥獣保護区の指定……………	(自然環境課)	67
○平成21年度鳥獣保護区の更新……………	(自然環境課)	67
○平成21年度鳥獣保護区特別保護地区の指定……………	(自然環境課)	71
○平成21年度特定猟具使用禁止区域の指定……………	(自然環境課)	72
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(健康安全室)	73
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	74
○土地改良法による道営換地計画の決定（2件）……………	(農業施設管理課)	74
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(漁業管理課)	74
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(河川課)	75

公 表

○北海道人事行政の運営等の状況……………	(人事課)	75
----------------------	-------	----

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	75
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	76

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	77
------------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	77
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	77

告 示

北海道告示第660号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

その区域を表示した図面は、環境生活部環境局自然環境課及び留萌支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月29日

当該区域は、ＪＲ札幌駅から南西約13キロメートルに位置しており、カラマツ、ハルニレ、ミズナラ等の森林で、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、札幌市立藤の沢小学校が「小鳥の村」として活用し、住民も多く訪れ自然観察が盛んに行われており、昭和44年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 2(1) 名 称 北大一の沢鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成41年 9 月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、ＪＲ札幌駅から南西約20キロメートルに位置しており、ハルニレ、ミズナラ、ナナカマド等の森林で、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場として親しまれており、平成元年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 3(1) 名 称 北大簾舞鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成41年 9 月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、ＪＲ札幌駅から南西約15キロメートルに位置しており、カラマツ造林地とハルニレ、ミズナラ等の広葉樹林から構成される森林で、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場として親しまれており、平成元年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 4(1) 名 称 檜山鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成41年 9 月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、檜山郡厚沢部町市街地の南側に位置しており、東西に狭長な地域である。

林相はヒノキアスナロ、トドマツ及びブナなどの天然林を主体とし、一部にトドマツ、スギなどの人工林があり、下層にはササ類やかん木類が散在し、区域内には小川が流れている。キジバト、カッコウ、ツバメ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 5(1) 名 称 歌才鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成41年 9 月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、寿都郡黒松内町の市街地から南東に約 4 キロメートル、朱太川左側に位置し、北東に面した傾斜地で、ブナを主体とした天然生広葉樹林である。

この林は、ブナ自生北限地帯の代表的森林として学術上の価値が高く、「歌オブナ自生北限地帯」として天然記念物に指定されており、エゾライチョウ、アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ、エゾリス、エゾモモンガ等の森林性鳥獣の生息環境として好

適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

また、樹林内に散策路が整備されていることから、自然観察の場としても重要である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 6(1) 名 称 張碓鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、ＪＲ銭函駅の北西約3.5キロメートルに位置しており、小樽市張碓町の国道５号から恵比須島に向かって約２キロメートル地点の張碓川河口の恵比須島を含む海面と海側は切り立ったがけ地でこれらにつづく丘陵には、イタヤカエデ、ミズナラ、シナノキ等の広葉樹が育成し、アオバト、ウミウ、マガモ、アカゲラ、エゾリス等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 7(1) 名 称 緑郷鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、ＪＲ当麻駅から北東約８キロメートルに位置しており、カシワ、ハルニレ、シナノキ等の森林で、シジュウカラ、アカゲラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然探勝の場としても親しまれており、昭和44年に道指定鳥獣保護区

に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 8(1) 名 称 道立21世紀の森鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、ＪＲ旭川駅から東方約25キロメートルに位置しており、森林体験学習施設「北海道立旭川21世紀の森」として、昭和57年度から各種の利用施設が整備されている。ハルニレ、ミズナラ、トドマツ等の森林で、キビタキ、アカゲラ、エゾライチョウ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場としても親しまれており、平成元年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 9(1) 名 称 富士見公園鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

天塩郡遠別町の市街地から南１キロメートルに位置する富士見公園とその東側３キロメートルの遠別川に程近い細長い区域で、トドマツを主体とする針葉樹林にユキウスギ、キタリス、キツネ、トビ、キジバト、アカゲラ等が生息する。公園は住民に親しまれており、昭和54年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間満了に当たり、鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図るとともに自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 10(1) 名 称 遠軽鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成31年 9 月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

紋別郡遠軽町に所在する当該区域は、J R 遠軽駅から北西の方角約 3 キロメートルに位置し、区域の東側には、湧別川支流であるサナフチ川が流れている。

林相はミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、シラカンバなどを主林木とする天然林があり、ほかにトドマツ、カラマツの人工林がある。地形は標高100メートル前後から250メートルほどの丘陵地である。

当該地は、教育の場として親しまれており、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 11(1) 名 称 にしゅ鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成31年 9 月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、J R 日高幌別駅から北方約 5 キロメートルに位置し、トドマツ、カラマツ、カンバ類、イタヤ等の森林と、保護水面の日高幌別川があり、クマガラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息し、オオワシ、オジロワシ等が飛来していることから、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

また、日高の基幹産業である競走馬の育成、研究施設、これに併せた公園、宿泊施設があり観光の拠点でもあり、地域住民の自然観察の場としても親しまれている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 12(1) 名 称 九州大学演習林鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成31年 9 月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は足寄郡足寄町市街地の北西方向に位置しており、全域が九州大学農学部附属北海道演習林である。

利別川中流部と近接し広がる緩傾斜地の多い森林（山地）であり、林相は多様性に富み、平均林齢50年以上の天然生林（針広混交樹林）が全体面積の半分以上を超え、その他にカラマツ等の落葉針葉樹、トドマツ等の常緑針葉樹、シラカンバ等の落葉広葉樹からなる。

エゾライチョウ、カッコウ等、森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 13(1) 名 称 ホロカヤントウ鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成21年10月 1 日から平成31年 9 月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、広尾郡大樹町市街地から東方約15キロメートルに位置しており、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な沼である。

また、マガンをはじめとする水禽類（スイキン）が見られるほか、沼周辺部には草原性及び森林性の鳥類の生息地となっている。このため集団渡来地の保護区として昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり 14(1) 名 称 依田鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、ＪＲ札内駅から南東約１キロメートルに位置し、丘陵地上の森林から成る。当該区域周辺には、温泉宿泊施設、野球場、パークゴルフ場、野外焼肉レストランなどがあり、町内外の人々にレクリエーションの場として利用されており、昭和44年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いの場を確保する。 ウ 管 理 方 針 次のとおり 15(1) 名 称 京都大学研究林標茶区鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、ＪＲ標茶駅から北東約４キロメートルに位置しており、トドマツ、カラマツを主体とした人工林と、ミズナラ、ハルニレ等の広葉樹林の林相の変化に優れた天然林から成る標高100メートル前後の丘陵地である。アカゲラ、キビタキシ、ジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管 理 方 針 次のとおり （「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係	支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第662号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。 その区域を表示した図面は、環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 平成21年9月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 名 称 檜山特別保護地区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 特別保護地区の指定目的 林相はヒノキアスナロ、トドマツ及びブナを主体とした天然林で、野生鳥獣の生息に適した森林地帯であり、区域内には遊歩道が整備され、バードウォッチング等に利用されている。 特に当該区域はヒノキアスナロの自生北限地帯であると同時にトドマツの自生南限地帯でもあり、学術的に貴重な森林であるとともに、鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。 このため、当該区域は、檜山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護増殖を図り、その生息環境を保全する。 ウ 管 理 方 針 次のとおり 2(1) 名 称 歌才特別保護地区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存 続 期 間 平成21年10月1日から平成41年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 特別保護地区の指定目的 寿都郡黒松内町の市街地から東南に約４キロメートル、朱太川左側に位置し、北東
---	--

に面した傾斜地で、ブナを主体とした天然生広葉樹林である。

鳥獣保護区全域が、ブナ自生北限地帯の代表的森林として学術上の価値が高く、「歌オブナ自生北限地帯」として天然記念物に指定されており、エゾライチョウ、アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ、エゾリス、エゾモモンガ等の森林性鳥獣の生息環境として重要な区域となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 3(1) 名 称 遠軽特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

J R 遠軽駅から北西へ約3キロメートルに位置し、区域の東側には、湧別川支流であるサナフチ川が流れている。

林相はミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、シラカンバなどを主林木とする天然林となっており、オオルリやアカゲラをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に当該区域は、学校敷地内でありながら、所有者である北海道家庭学校により鳥獣の生息環境として良好に管理されている。

このため、当該区域は、遠軽鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 4(1) 名 称 ホロカヤントウ特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

広尾郡大樹町市街地から東方約15キロメートルに位置し、太平洋に面している。

林相は天然針広混交樹林、カラマツ及びトドマツなどの人工林で、野生鳥獣の生息に適した地域である。

特に当該地域はマガンをはじめとする水禽類^{きん}が見られるほか、沼周辺部には草索性及び森林性の鳥類の生息地となっており、良好な鳥獣の生息環境となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第663号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 9 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 越後沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名 称 モエレ沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名 称 ネシコシ特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名 称 鹿部折戸川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名 称 後志利別川特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 6(1) 名 称 北村特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 7(1) 名 称 浦臼特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 8(1) 名 称 おけと湖特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 9(1) 名 称 フジコ沼特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 10(1) 名 称 釧路町森林公園特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 11(1) 名 称 村田公園特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 12(1) 名 称 尾幌特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 13(1) 名 称 音別二俣特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器	（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第664号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年9月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 新型インフルエンザ対策用 個人防護具セットの購入 25,200セット (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成21年12月10日 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道保健福祉部保健医療局健康安全室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部1号会議室 （送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保健医療局健康安全室） (2) 入 札 日 時 平成21年10月14日（水）午前11時（送付による場合は、同月13日（火）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
---	--

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量80グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部保健医療局健康安全室

(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目

9 Summary

A : Nature and quantity of the products to be procured : Personal Protective Equipment
25,200 set

B : Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October, 14, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than October, 13, 2009)

C : Contact : Hokkaido Department of Health and Welfare, Bureau of Health and Medical Affairs, Office of Health and Safety, nisi 6-kita 3 Chuuo-ku, Sapporo, 060-8588, Japan
Phone : 011-204-5253

北海道告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年9月16日、浦臼土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、旭川市たいせつ東地区1工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年9月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、旭川市たいせつ東地区2工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年9月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第668号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成21年8月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函館市弁天町20番3号
(2) 住 所 函館どつく株式会社
- 4 落札金額
52,489,500円

5 競争の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年7月3日付け北海道告示第497号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	より、平成20年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、行政情報センター及び各支庁行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 平成21年9月29日 北海道知事 高 橋 はるみ																				
北海道告示第669号 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。 その関係図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。 平成21年9月29日 北海道知事 高 橋 はるみ <table border="0"> <tr> <td>1 (1) 河 川 の 名 称</td><td>二級河川厚沢部川水系鹹川</td></tr> <tr> <td>(2) 廃川敷地等が生じた年月日</td><td>平成21年9月29日</td></tr> <tr> <td>(3) 廃川敷地等の位置</td><td>檜山郡江差町字水堀町27番1地先</td></tr> <tr> <td>(4) 廃川敷地等の種類及び数量</td><td>土地 7,942.21㎡</td></tr> <tr> <td>(5) 縦 覧 場 所</td><td>北海道函館土木現業所</td></tr> <tr> <td>2 (1) 河 川 の 名 称</td><td>二級河川様似川水系様似川</td></tr> <tr> <td>(2) 廃川敷地等が生じた年月日</td><td>平成21年9月29日</td></tr> <tr> <td>(3) 廃川敷地等の位置</td><td>左岸 様似郡様似町錦町43番7地先、同53番8地先から宇田代1093番地先まで 右岸 様似郡様似町字岡田21番2地先、同36番地先から同49番地先まで、同49番地先から同50番地先まで、同51番1地先から同52番1地先まで及び同52番3地先から同58番3地先まで</td></tr> <tr> <td>(4) 廃川敷地等の種類及び数量</td><td>土地 14,002.62㎡</td></tr> <tr> <td>(5) 縦 覧 場 所</td><td>北海道室蘭土木現業所</td></tr> </table>	1 (1) 河 川 の 名 称	二級河川厚沢部川水系鹹川	(2) 廃川敷地等が生じた年月日	平成21年9月29日	(3) 廃川敷地等の位置	檜山郡江差町字水堀町27番1地先	(4) 廃川敷地等の種類及び数量	土地 7,942.21㎡	(5) 縦 覧 場 所	北海道函館土木現業所	2 (1) 河 川 の 名 称	二級河川様似川水系様似川	(2) 廃川敷地等が生じた年月日	平成21年9月29日	(3) 廃川敷地等の位置	左岸 様似郡様似町錦町43番7地先、同53番8地先から宇田代1093番地先まで 右岸 様似郡様似町字岡田21番2地先、同36番地先から同49番地先まで、同49番地先から同50番地先まで、同51番1地先から同52番1地先まで及び同52番3地先から同58番3地先まで	(4) 廃川敷地等の種類及び数量	土地 14,002.62㎡	(5) 縦 覧 場 所	北海道室蘭土木現業所	支 庁 告 示 北海道渡島支庁告示第111号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年9月29日 北海道渡島支庁長 寺 山 朗 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自動車の賃貸借（1台 一式） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成21年12月1日から平成26年11月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 北海道函館土木現業所事業部事業課 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
1 (1) 河 川 の 名 称	二級河川厚沢部川水系鹹川																				
(2) 廃川敷地等が生じた年月日	平成21年9月29日																				
(3) 廃川敷地等の位置	檜山郡江差町字水堀町27番1地先																				
(4) 廃川敷地等の種類及び数量	土地 7,942.21㎡																				
(5) 縦 覧 場 所	北海道函館土木現業所																				
2 (1) 河 川 の 名 称	二級河川様似川水系様似川																				
(2) 廃川敷地等が生じた年月日	平成21年9月29日																				
(3) 廃川敷地等の位置	左岸 様似郡様似町錦町43番7地先、同53番8地先から宇田代1093番地先まで 右岸 様似郡様似町字岡田21番2地先、同36番地先から同49番地先まで、同49番地先から同50番地先まで、同51番1地先から同52番1地先まで及び同52番3地先から同58番3地先まで																				
(4) 廃川敷地等の種類及び数量	土地 14,002.62㎡																				
(5) 縦 覧 場 所	北海道室蘭土木現業所																				
公 表																					
北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例6号）第4条の規定に																					

- ア 申 請 の 時 期 平成21年 9 月 29 日から同年 10 月 19 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書の提出先 郵便番号 041-8554 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号
北海道函館土木現業所企画総務部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道函館土木現業所企画総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 北海道渡島合同庁舎 3 階 301 号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8554 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成 21 年 11 月 9 日（月）午前 10 時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1) に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2) に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成 16 年北海道告示第 448 号の 1 の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の時期
- (1) 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借 8 台
- (2) 予 定 時 期 平成 22 年 4 月下旬ころ
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4 に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1) の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量 100 グラムに見合う郵便料金に見合う郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成 16 年北海道告示第 448 号の 2 の(2)のウ及び 3 の(1)による。
- 10 そ の 他

平成 16 年北海道告示第 448 号の 4 の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8554 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号
電話番号 0138-47-9608

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :
lease of a Car Quantity 1
- B. Bit tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 9, 2009
- C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara chou, Hakodate, Hokkaido, 041-8554 Japan
Phone : 0138-47-9608

北海道十勝支庁告示第 104 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成 21 年 9 月 29 日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 1 台
- 2 落札を決定した日
平成 21 年 9 月 11 日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 東北北海道ホンダ株式会社
- (2) 住 所 釧路市星が浦大通 1 丁目 6 番 7 号
- 4 落札金額
1,827,000 円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成 21 年 8 月 14 日付け北海道十勝支庁告示第 91 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目		(1) 氏 名 日通商事株式会社	
		(2) 住 所 東京都中央区築地5丁目6番10号	
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示		4 落札金額 365,610円	
北海道選挙管理委員会告示第65号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成21年9月29日 北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸		5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
		6 一般競争入札の公告 平成21年7月24日付け北海道警察本部告示第195号	
		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目	
道 警 察 本 部 告 示		北海道警察本部告示第264号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年9月29日 北海道警察本部長 鎌 田 聡	
北海道警察本部告示第262号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成21年10月1日から施行する。 平成21年9月29日 北海道警察本部長 鎌 田 聡 別表旭川方面深川警察署の部雨竜の項所管区の欄を次のように改め、同部追分の項を削る。		1 落札に係る特定役務の名称及び数量 ベル式412E P 型機体（だいせつ3号）5年定期点検 一式	
同 雨竜町		2 落札を決定した日 平成21年8月21日	
		3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士重工業株式会社 (2) 住 所 東京都新宿区西新宿1丁目7番2号	
北海道警察本部告示第263号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年9月29日 北海道警察本部長 鎌 田 聡		4 落札金額 136,500,000円	
1 落札に係る物品等の名称及び数量 二輪車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）		5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
2 落札を決定した日 平成21年9月3日		6 一般競争入札の公告 平成21年7月10日付け北海道警察本部告示第184号	
3 落札者の氏名及び住所		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目	

